

特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関する指針（たたき台②）

第一 はじめに

第二 募集情報の的確表示

1 概要

- 法第 12 条の趣旨
- 法第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する「業務委託に係る特定受託事業者の募集」の判断
 - 結果として業務委託した相手方が特定受託事業者であったか否かに関わらず、募集情報の提供時点において特定受託事業者に業務委託することが想定される募集
- 政令に定める的確表示の対象となる募集情報の事項について

2 募集情報に係る虚偽の表示の禁止

- 虚偽の表示について
 - 意図して募集情報と実際の就業に関する条件を異ならせた場合、実際には存在しない業務に係る募集情報を提供した場合等
- 特定業務委託事業者が、他の事業者に広告等による募集を委託した場合であって、他の事業者が虚偽の表示をしていることを認識した場合の対応
 - 情報の訂正の依頼をすること

3 募集情報に係る誤解を生じさせる表示の禁止

- 誤解を生じさせる表示について
 - 一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示
- 特定業務委託事業者が、他の事業者に広告等による募集を委託した場合であって、他の事業者が誤解を生じさせる表示をしていることを認識した場合の対応
 - 情報の訂正の依頼をすること

4 募集情報に係る正確かつ最新の表示の義務

- 正確かつ最新の内容を保つにあたり、適切に対応すべき措置
 - 募集が終了した場合や変更した場合には、情報の提供の速やかな終了、変更広告等による募集を他の事業者に委託した場合には、情報の提供の終了、変更を依頼すること
 - 募集情報を提供するに当たっては、時点を明らかにすること

5 特定業務委託事業者が、広告等により、募集情報を提供するときに望ましい措置

- 政令に定める的確表示の対象となる募集情報の事項については、募集時に明示することが望ましいこと

第三 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

1 概要

- 法第 13 条の趣旨
- 継続的業務委託とは
 - ・ 対象となる契約の期間
 - ・ 契約の更新の考え方（契約の同一性、空白期間について）

（以下略）